

# EU 指令とカナダオンタリオ州の エネルギー消費者保護法

— 日本の電力小売市場の改革に関連して —

角 田 光 隆  
(本法務研究科教授)

## 目次

1. 序言
2. 電力市場改革と消費者法
3. 消費者法の改正の動向
4. EU 電気・ガス指令
5. カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法
6. 日本における消費者保護規制の方向
7. 結語

## 1. 序言

「電力市場改革と消費者法<sup>1)</sup>」において、「電力システム改革の基本方針—国民に開かれた電力システムを目指して」と「電力システム改革専門委員会報告書」の内容の紹介を消費者法の観点から行った。その次に、電気事業法の改正に言及し、この中の小売全面自由化、送配電等業務の中立性確保措置、電気事業の規制に関する事務をつかさどる行政組織に関する附則と「電力システム改革専門委員会報告書」の内容を比較した。

これらの内容を踏まえて、消費者の権利の確立のために比較法的な観点から EU 法を紹介した。たとえば、2009 年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令と 2009 年の天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する指令である。

これらの指令を参考にして、日本における私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

における適正な電力取引についての指針および不公正な取引方法、消費者契約法・特定商取引法等の消費者法、電力会社の契約約款、民法の改正中間試案に言及し、比較法から得られた日本法への提案を行った。その他に、EU 指令にあって日本法にない部分についても新たな提案を行った。

しかし、これらの提案や「電力システム改革の基本方針—国民に開かれた電力システムを目指して」と「電力システム改革専門委員会報告書」の内容を解説した際に指摘した部分についてさらに具体化する課題が残されていた。この課題は、EU 指令を受けたヨーロッパ諸国法などを参考にして解決することを予定していた。また、経済産業省が電力小売りの全面自由化に伴ってガス小売りの全面自由化を検討しているため、2009 年の天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する指令を消費者保護の観点から検討し公表することを予定していた。

これらの課題を解決するために、本稿は、まず「電力システムに関する改革方針」についての閣議決定と電力システム改革専門委員会の中にある電力システム制度設計ワーキンググループの具体的な詳細設計を手掛かりに消費者法との関係を論ずる。電力小売りの全面自由化に関する電気事業法の改正にも言及する。

次に、電力市場改革との関連性を意識して、消費者契約法の改正を巡る議論を検討したいと考えている。

最後に、日本における消費者保護規制の方向づけをするために、再度 2009 年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令と 2009 年の天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する指令を採り上げ、新たにカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法を紹介し比較法的な観点から検討したいと考えている。

## 注

- 1) 拙稿「電力市場改革と消費者法」神奈川大学大学院法務研究科『神奈川ロージャーナル』第 6 号 (2013 年) 7 頁—44 頁。

## 2. 電力市場改革と消費者法

### 2.1 「電力システムに関する改革方針」について の閣議決定における小売の全面自由化の構想

電力市場改革に関連して、「電力システム改革の基本方針—国民に開かれた電力システムを目指して」と「電力システム改革専門委員会報告書」の内容を消費者法の観点から分析し紹介した<sup>2)</sup>。

その後、「電力システムに関する改革方針」が閣議決定された<sup>3)</sup>。この閣議決定によれば、改革の目的は、安定供給を確保すること、電気料金を最大限抑制すること、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大することであった。

この目的の実現のために、広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保が改革の内容となった。

この改革のための制度の整備として、関係法令の見直しや行政の監視機能の強化が指摘された。

この改革の留意事項は、一般電気事業者の資金調達環境との関係や他の政策との関係であった。

改革プログラムは、第 1 段階の広域系統運用機関の設立、第 2 段階の電気の小売業への参入の全面自由化、第 3 段階の法的分離による送配

電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化に沿って行われることになった。

このような内容の「電力システムに関する改革方針」の中で、小売の全面自由化とは、電気料金を最大限抑制することや需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大することを踏まえた小売の全面自由化であるとする。具体的には、電力会社、料金メニュー、電源別メニューなどに関する需要家の選択肢を拡大すること、そのための手段として国や事業者等による適切な情報提供及び広報とスマートメーターの導入等が挙げられた。ただし、小売の全面自由化に伴って料金規制が完全に撤廃されるのではなく、料金規制は存続するとする。その後の料金規制の撤廃後も最終的な供給保証や離島における特別措置が存続するとする。

小売の全面自由化に伴って、発電の全面自由化も行われるとする。具体的には、卸規制の撤廃、卸電力取引所における電力の取引量の増加、商品先物取引法の対象に電気を追加することを挙げている。

また、小売の全面自由化に伴って、一般電気事業、卸電気事業等の事業類型の見直しや独立性と高度な専門性を有する新たな規制組織の設立がなされるとする。

このような小売の全面自由化の構想の中で、需要家、特に家庭部門の消費者にとっての関心事は、電力会社、料金メニュー、電源別メニューなどの選択肢を拡大すること、国や事業者等による適切な情報提供及び広報、電気の小売料金である。

これらの場合の法的ルールを確立することが必要である。

## 注

- 2) 前掲注 1) 7 頁以下。  
3) 「電力システムに関する改革方針」平成 25 年 4 月 2 日閣議決定  
([http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku\\_system/seido\\_sekkei](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei))

wg/pdf/01\_s02\_00.pdf)

## 2.2 電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにおける小売の全面自由化の構想

### 2.2.1 第2回事務局提出資料－小売全面自由化に係る詳細制度設計について

当該文書<sup>4)</sup>は、平成25年2月8日の「電力システム改革専門委員会報告書」と平成25年4月2日の「電力システムに関する改革方針」についての閣議決定に従って、小売全面自由化に係る詳細制度設計を検討することを明言している。

当該文書で紹介されている小売全面自由化に対する電気事業連合会の立場は賛成であるとするが、電力供給の最終保証と小売料金規制の撤廃の前倒しに関する指摘は注目に値する。

当該文書で検討課題とされたのは、事業類型の見直しでライセンス制を導入することと、低圧部門の需要家に対する料金規制による電力の供給義務を課する経過措置の解除要件であった。

前者は、小売全面自由化に伴う一般電気事業者概念の見直しその他の現行の事業類型の見直しを生じさせるとする。すなわち、発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者という分類をすることを意味するとする。したがって、一般電気事業者概念の見直しがなされるので、独占禁止法に関連する適正な電力取引についての指針を改定する必要がある<sup>5)</sup>。

発電事業者の義務として仮定されているのは、送配電事業者に対して供給する義務、広域的運用推進機関に加入する義務、発電設備の設置及び運用に関する計画を作成し届け出る義務、報告徴収・立ち入り検査・業務改善命令に従う義務、供給命令に従う義務である。これらの義務から理解する限り、家庭部門の消費者に直接的にかかわる義務は存在しない。

第1種送配電事業者の義務について、発電事業者の義務よりも多くの義務及び規制がなされ

ている。家庭部門の消費者と関連する義務を採り上げるならば、最終保障サービスを提供する義務、離島ユニバーサルサービスを提供する義務、需要家や発電設備と系統とをつなぐ送配電設備を敷設し接続する義務、電圧・周波数を維持する義務である。

最終保障サービスを提供する義務と離島ユニバーサルサービスを提供する義務については、最終保障約款と離島供給約款を作成して経済産業大臣に届け出る義務を第1種送配電事業者に課している。最終保障約款と離島供給約款のいずれに対しても第1種送配電事業者がエリア内の小売電気事業者の料金メニュー等を参考に作成・公表するものとし、経済産業大臣が必要に応じて変更命令を発してコントロールできる余地を与えている。最終保障約款と離島供給約款の内容は小売電気事業者の料金メニュー等に依存することになるが、その内容がまだ具体的に示されていないのでその内容の基準を提示する課題があると思う。

第2種送配電事業者は、第1種送配電事業者が負担する義務と異なる義務、たとえば、第1種送配電事業者への振替供給義務や送電設備の接続義務を負担するとする。第3種送配電事業者もある。この事業者は、第1種送配電事業者及び第2種送配電事業者の負担する義務と異なる義務、小売電気事業者への供給義務を負担するとする。これらの第2種送配電事業者及び第3種送配電事業者の負担する義務は、家庭部門の消費者と直接的な関係を持っていない。

小売電気事業者の義務のうち、家庭部門の消費者に関係する義務は、料金その他の供給条件を説明する義務、苦情を適切に処理する義務、事業の休止・廃止に関する周知義務、供給力確保義務である。料金その他の供給条件を説明する義務、苦情を適切に処理する義務、事業の休止・廃止に関する周知義務は電気通信事業法等を参考にしているとする。

これらの義務は、事業者と消費者の間で想定される権利及び義務に当てはまる。しかし、電

気の小売事業の特殊性を考慮した権利及び義務の設定が必要である<sup>6)</sup>。

後者の経過措置とは、小売料金の全面自由化を実施する時期を平成30年から平成32年の間とし、この時期までは旧・一般電気事業者が家庭部門の消費者に規制料金による供給義務を負うとするものである。

この経過措置を解除するためには、競争環境の整備及び進展が必要であるとする。このために法的には独占禁止法の適切な運用が必要であるが、競争環境を判定する指標として旧・一般電気事業者以外の小売電気事業者による供給に対応した需要量の比率、既存の旧・一般電気事業者の供給区域への他の旧・一般電気事業者の参入状況、自由料金で電気の供給を受けている低圧需要の比率、スマートメーターの普及状況、小売全面自由化後の電気料金の推移、小売全面自由化に対する認知度、卸電力取引所の活用状況、発送電分離等の整備を挙げている。政府参考人の意見に出てきた供給者の切り替え比率も指標に入れることができる。

小売電気事業者は、料金その他の供給条件を説明する義務を負担した。このことは規制料金の場合にも当てはまるが、自由料金、特に小売料金の全面自由化後の自由料金の場合においてさらに妥当するであろう。

## 注

4) 「小売全面自由化に係る詳細制度設計について」  
([http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku\\_system/seido\\_sekkei\\_wg/pdf/02\\_03\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei_wg/pdf/02_03_01.pdf))

5) 前掲注1) 35頁以下。

6) 前掲注1) 38頁以下。

### 2.2.2 第3回事務局提出資料－小売全面自由化に係る詳細制度設計について(2)

当該文書<sup>7)</sup>は、需要家による電力の選択を円滑化するために、需要家情報の活用を検討している。需要家情報の活用においては、当然に

個人情報保護に配慮する必要がある。

この需要家情報の活用は、小売全面自由化後の契約変更に関する小売電気事業者の業務効率化と新しいビジネスの創出のために益するとする。これらによって、需要家の選択肢の拡大と事業者の事業機会の拡大になるとする。

家庭部門の消費者を含んだ需要家情報の活用の相手方は、第1種送配電事業者と小売電気事業者である。したがって、需要家が第1種送配電事業者と小売電気事業者との関係で個人情報の保護に関するルールを確立した上で、需要家情報の活用に関するルールを策定する必要があるとする。

スイッチング手続きの効率化・簡素化のために、送配電事業者から小売電気事業者や需要家に対する円滑な情報提供と、送配電事業者と小売電気事業者の同一主体性から生ずる情報提供業務の適正性と公平性の保証が問われている。

これらの場合に、特定の小売電気事業者の差別的な取扱いの防止やエリアを超えたスイッチング手続きの円滑化が指摘されているが、家庭部門の消費者を含んだ需要家に対する適切な情報提供義務を課すことを法的に確立させておくことが必要である。この情報提供義務は、家庭部門の消費者を含んだ需要家による契約の解除または新たな申込みの際に意義を持つ。

その際に、送配電事業者が持つ需要家情報にアクセスするために需要家の承諾の取り方が問われている。契約の申込みや見積もり依頼の際に書面または電子的記録等の手段によって、小売電気事業者が需要家から承諾を得ることが指摘されている。したがって、小売電気事業者が書面または電子的記録等の内容を予め作成しておく場合が多いと推測することができるが、個人情報の保護に配慮した内容を定める必要がある。

繰り返しになるが、検討課題として、小売電気事業者に提供される情報、システム構築にかかるコスト・期間およびシステムの機能、需要家の承諾の取り方、不正な情報を得ようとする

小売電気事業者対策を挙げている。

スマートメーターの普及による需要家情報の活用について、情報の活用ケースと提供される情報の内容の整理、情報の提供先および提供内容の範囲、情報の集約・加工・提供等にかかる費用負担のあり方、需要家の承諾の取り方が検討課題とされている。これらの中で、需要家が関係する事項は、情報の提供先および提供内容の範囲と、需要家の承諾の取り方である。需要家による選択・決定と需要家の承諾のあり方を確定する必要がある、スイッチング手続きで問題となった書面または電子的記録等の内容の確定に関する問題が出てくる。この場合も、個人情報保護に配慮した内容を定める必要がある。

需要家情報の活用のほかに、経過措置期間中の料金規制、託送料金規制の見直し、第2段階における送配電部門の中立性確保がテーマとなっていた。

これらの中で、経過措置期間中の料金規制は、家庭部門の消費者の保護に関連する。経過措置約款に基づく値上げの料金改定は国の認可が必要なので、これによって家庭部門の消費者の保護が図られる。現行制度上の規制部門において選択約款で供給を受ける需要家は、経過措置期間中は自由料金で供給を受けることになる。この場合は、小売電気事業者による料金その他の供給条件を説明する義務が大きな意味を持つてくる。

## 注

- 7) 「小売全面自由化に係る詳細制度設計について(2)」  
([http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku\\_system/seido\\_sekkei\\_wg/pdf/03\\_04\\_01.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/kihonseisaku/denryoku_system/seido_sekkei_wg/pdf/03_04_01.pdf))

## 2.3 電気事業法の改正

### 2.3.1 第185回国会の電気事業法の一部を改正する法律

電力小売りの全面自由化に関連する部分を探り上げると以下の通りである<sup>8)</sup>。

「一 平成二十八年を目的に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出すること。

二 平成三十年から平成三十二年までの間を目的に、変電、送電及び配電に係る業務（以下この条において「送配電等業務」という。）の運営における中立性（送配電等業務について、特定の電気供給事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えることがないことをいう。第三項第一号において同じ。）の一層の確保を図るための措置（次項及び第三項において「中立性確保措置」という。）並びに電気の小売に係る料金の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成二十七年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。」

「4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、電気の利用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときに限り、その実施の時期を見直すものとする。」

このような条項から分かるように、平成28年に電気の小売業への参入の全面自由化が実施される。平成30年から平成32年の間に電気の小売に係る料金の全面自由化が実施される予定である。ただし、電気の小売に係る料金の全面自由化は、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由によって、電気の利用者の利益を阻害するおそれがあると認められる場合は延期される。

## 注

- 8) 衆議院第 185 回制定法律一覧  
([http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/kaiji185\\_1.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/kaiji185_1.htm))

### 2.3.2 第 186 回国会の電気事業法等の一部を改正する法律

第 186 回国会は、電気の小売業への参入の全面自由化に関連して電気事業法等の一部を改正する法律案を審議し可決した。電気の小売業への参入の全面自由化に関連する部分は以下の通りである<sup>9)</sup>。

#### 「第二章 電気事業

##### 第一節 小売電気事業

##### 第一款 事業の登録

##### (事業の登録)

第二条の二 小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

##### (登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 その他経済産業省令で定める事項

2 前項の申請書には、第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面、小売電気事業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

##### (登録の実施)

第二条の四 経済産業大臣は、第二条の二の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号(第五号を除く。)に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

##### (登録の拒否)

第二条の五 経済産業大臣は、第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二条の九第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 経済産業大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、理由を記載した文書をその申請書を提出した者に送付しなければならない。

##### (変更登録等)

第二条の六 小売電気事業者は、第二条の三第一項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の変更登録を受けなければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の変更登録を受けようとする小売電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第二条の三第二項及び前二条の規定は、第一項の変更登録に準用する。この場合において、第二条の四第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「第二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「変更登録に係る申請書を提出した者が次の各号（第二号を除く。）」と読み替えるものとする。

4 小売電気事業者は、第二条の三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき、又は第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その届出があつた事項のうち第二条の四第一項第一号に掲げる事項を小売電気事業者登録簿に登録しなければならない。

#### （承継）

第二条の七 小売電気事業の全部の譲渡しがあり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割（小売電気事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人が第二

条の五第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 前条第五項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

#### （事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第二条の八 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 小売電気事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その小売供給の相手方に対し、その旨を周知させなければならない。

#### （登録の取消し）

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。

三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

#### （登録の抹消）

第二条の十 経済産業大臣は、第二条の八第一項若しくは第二項の規定による小売電気事業の廃止若しくは解散の届出があつたとき、又は前条第一項の規定による登録の取消しをしたと

きは、当該小売電気事業者の登録を抹消しなければならない。

(経済産業省令への委任)

第二条の十一 第二条の二から前条までに定めるもののほか、小売電気事業者の登録に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

#### 第二款 業務

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所
- 二 契約年月日
- 三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(苦情等の処理)

第二条の十五 小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。）からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅



速にこれを処理しなければならない。

(名義の利用等の禁止)

第二条の十六 小売電気事業者は、その名義を他人に小売電気事業のため利用させてはならない。

2 小売電気事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、小売電気事業を他人にその名において経営させてはならない。

(業務改善命令)

第二条の十七 経済産業大臣は、小売電気事業の運営が適切でないため、電気の利用者の利益の保護又は電気事業の健全な発達に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、電気の利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者等が第二条の十三第一項又は第二項の規定に違反したときは、小売電気事業者等に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。

3 経済産業大臣は、小売電気事業者が第二条の十五の規定に違反したときは、小売電気事業者に対し、その業務の方法の改善に必要な措置をとることを命ずることができる。」

## 注

9) 衆議院第186回国会議案一覧  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/g18605044.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g18605044.htm)

### 2.3.3 第186回国会の電気事業法等の一部を改正する法律の要点

このように小売電気事業に関する部分は、事業の登録、登録の申請、登録の実施、登録の拒否、変更登録等、承継、事業の休止及び廃止並びに法人の解散、登録の取消し、登録の抹消、

経済産業省令への委任、供給能力の確保、供給条件の説明等、書面の交付、苦情等の処理、名義の利用等の禁止、業務改善命令である。

これらの中で、消費者法との関連を検討するうえで対象となるのは、小売電気事業者の相手方に対する供給能力の確保、小売電気事業者等(小売電気事業者が行う小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。)による供給条件の説明等および書面等の交付、小売電気事業者の苦情等の処理である。

これらの要点を箇条書きにすると以下のようになると思う。

1. 正当な理由がある場合を除き小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保する義務

2. 経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明する義務

3. 経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であって経済産業省令で定める事項を記載した書面、または、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものを交付する義務

4. 小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面、または、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものを交付する義務

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び

住所

## 二 契約年月日

### 三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であって経済産業省令で定める事項

5. 当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。）からの苦情及び問い合わせについては、適切かつ迅速にこれを処理する義務

電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保する義務と当該小売供給に係る料金その他の供給条件について説明する義務を中核とし、後者は契約の締結またはその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときに経済産業省令で定める事項を記載した書面等を交付する義務と結びついている。前記の3と4は別々であるので、その当該小売供給に係る料金その他の供給条件について説明する義務のための書面等と、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にとっては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）に経済産業省令で定める場合を除き遅滞なく交付する書面等の2種類がある。

また、後者の当該小売供給に係る料金その他の供給条件について説明する義務は、苦情及び問い合わせについて適切かつ迅速に処理する義務と関連づけることができる。

経済産業省令で定める事項を記載した書面の内容がどのようなものになるのか、その範囲如何が問題となる。

## 3. 消費者法の改正の動向

第186回国会で審議し可決した電気の小売業への参入の全面自由化に関連した電気事業法等の一部を改正する法律は、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について説明する義務等を規定した。この義務は、小売電気事業者と小

売供給を受けようとする者との間の契約上の義務に含まれることになる。その他に、両者の間は、民法の契約法および消費者契約法等のルールに従うことになるであろう。現在は主として電気事業法および電気供給約款・選択約款等で両者の契約は規律されているが、しかし小売りの全面自由化後は電力会社の地域独占が終了して多数の小売電気事業者が出現し消費者と取引関係が形成されるので、消費者契約法等のルールの適用可能性が現実には生じるからである。現在において、たとえ消費者契約法第11条2項を斟酌しても特別の定めがないか、または、特別の定めが消費者契約法の規定よりも劣る場合には、消費者契約法の適用の可能性があるが、電力会社の地域独占の下では消費者契約の取消しは消費者にとって電気の供給を受けることができないことを意味する。電気供給約款・選択約款等の契約条項は経済産業大臣の認可を受けるかまたは届出の対象となっていて電力会社の地域独占の影響下では、その契約条項のルールで済んでいる場合が多く、消費者契約の契約条項の無効のルールが機能していないのである。

確認的に言うならば、小売供給を受けようとする者が消費者契約法における消費者に該当する場合には、両者の間には消費者契約法が適用されることになる。

消費者契約法の改正が熟しつつある状況下において、この改正によって消費者、すなわち、家庭部門の電気の消費者による小売電気事業者に対する権利の内容がどのようになるのかについて関心を抱かざるを得ない。したがって、ここで消費者契約法の改正の動向と内容を確認することにしたい。現行の消費者契約法よりも進んだ規定の導入に注目しており、2009年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令等における消費者保護規定と共通のものがあるのかという観点から見ている。

現行の消費者契約法は、消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消し、消費者契約の条項の無効、差止請求権に関して規定して

いる。ここで扱う部分は、消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消しと、消費者契約の条項の無効に関するものである。

この消費者契約法の改正の動向に伴って、民法の契約法の改正の状況に言及することにする。さらに、特定商取引に関する法律にも言及することにしたい。これらも2009年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令等における消費者保護規定との比較から見ている。

### 3.1 消費者契約法の改正の経緯

平成12年の第147回国会において消費者契約法が成立した時点から改正が予定されていた。なぜならば、消費者契約法には、5年を目途に必要なに応じて法の見直しを含む適切な措置を講ずる「付帯決議」がなされたからである。この付帯決議は、裁判外の紛争処理機関の強化、差止請求、団体訴権の検討、PIO-NETの拡充、消費者教育の支援、電子商取引などの発展を踏まえた所要の措置を講ずることや、高齢者にみられる判断力の不足している者の利益の擁護に言及していた。

この付帯決議の影響があって、平成17年の消費者基本計画を斟酌した、国民生活審議会消費者政策部会の消費者契約法評価検討委員会による平成19年の「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」という報告書、同年の独立行政法人国民生活センターによる「調査研究報告 消費生活相談の視点からみた消費者契約法の在り方」という報告書、消費者契約法の見直しを民法（債権関係）改正の議論と連携して検討することを意識した平成23年の内閣府消費者委員会による「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」という報告書、現行の民法の規定および現行の民法と消費者契約法の役割分担の在り方を前提に民法（債権関係）改正論議に対して特定の立場を示すものではないとしつつ、本試案に列挙されていない消費者保護規定の立法の必要性を否定しない平成24年の日本弁護士連合会による「消費者契約法改正

試案」という報告書、平成22年の「消費者基本計画」において指摘された「消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討」することを踏まえ、消費者契約法の見直しを検討すべきであるとする同年の消費者庁による「平成23年度消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査結果報告」という報告書、消費者契約法の改正の論点を提示した平成25年の消費者委員会による「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理に関する報告書が続いた<sup>10)</sup>。

現在、平成26年から消費者庁で消費者契約法の運用状況に関する検討会が開始された。

### 注

- 10) 内閣府消費者委員会、「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告、平成25年8月、201頁以下。  
([http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/houkoku/201308\\_houkoku.html](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/houkoku/201308_houkoku.html))

### 3.2 平成24年の日本弁護士連合会による「消費者契約法改正試案」

現行の消費者契約法は、大きく分類すると、消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示の取消し、消費者契約の条項の無効、差止請求権に関して規定している。

これに対し、消費者契約法改正試案の方は条文のタイトルを示すと、第1条目的、第2条定義、第3条事業者の情報提供義務、第4条不当勧誘行為に対する取消し、第5条媒介を受けた第三者及び代理人、第6条解釈規定、第7条取消権の行為期間等、第8条追認及び法定追認の排除、第9条消費者契約約款、第10条契約条項の明瞭化、第11条契約条項の解釈準則、第

12条不当条項の無効，第13条不当条項とみなす条項，第14条不当条項と推定する条項，第15条不当条項の効果，第16条消費者契約の取消し及び無効の効果，第17条複数契約の取消し無効及び解除，第18条損害賠償請求権，第19条継続的契約の中途解約権，第20条他の法律の適用，第21条準用規定から構成されている。これらに続く第3章差止請求，第4章雑則，第5章罰則，附則は略されている<sup>11)</sup>。

## 注

11) 日本弁護士連合会，消費者契約法日弁連改正試案，平成24年2月16日，1頁以下。

([http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion\\_120216\\_2.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120216_2.pdf))

本稿の脱稿時において，日本弁護士連合会の消費者契約法日弁連改正試案（2014年版）を参照できなかった。この試案は別に論ずる。

### 3.2.1 現行の消費者契約法と「消費者契約法改正試案」の比較

現行の消費者契約法（以下，3.2.1において法と言う。）と消費者契約法改正試案（以下，3.2.1において試案と言う。）の全体を比較しておく<sup>12)</sup>。

法第1条目的と第2条定義は，試案第1条目的と第2条定義に類似している。

法3条は事業者の情報提供に関する努力義務と消費者の努力義務を定めるが，試案第3条は事業者による消費者が理解することができる方法で重要事項について情報提供義務を行う法的義務を定める。この法的義務違反は，試案第4条1項1号により消費者契約の取消しを生じさせる。

法第4条1項は「勧誘をするに際し」と定めるが，試案第4条1項は勧誘のほかに「誘引するための手段として行う広告その他の表示をするに際し」を加えている。

法第4条1項1号は重要事項に関する不実告知による消費者契約の取消しを定める。この点

について，試案第4条1項2号も重要事項に関する不実告知による消費者契約の取消しを定めるが，不実告知に主観的評価を含むとする点が異なる。

法第4条1項2号は将来における変動が不確実な事項に関する断定的判断の提供による消費者契約の取消しを定める。この点について，試案第4条1項3号は不確実な事項につき断定的判断を提供するとだけ定める。

法第4条2項は重要事項または重要事項に関連する事項についての不利益告知による消費者契約の取消しを定める。この点について，試案第4条1項4号も類似しているが主観的評価を含むことが法と異なる。試案になく法にあるものは，故意に告げなかったことと，当該事実の告知を消費者が拒否した場合に消費者契約の取消しができないことである。

法第4条3項は困惑による消費者契約の取消しを定める。その1号は事業者の不退去の場合で，2号は消費者の拘束の場合である。この点について，試案第4条1項5号が事業者の不退去の場合で，試案第4条1項6号が消費者の拘束の場合である。これらの場合は同じである。

その他に，法になく試案にあるのが，試案第4条1項7号乃至13号に規定されている要件である。

法第4条4項は重要事項の定義に関する規定である。この点について，試案第4条2項が同様の規定を置いている。しかし，試案になく法にあるのが，1号および2号の重要事項の具体例である。

法第4条5項は消費者契約の取消しが善意の第三者に対抗できないことを定める。この点は，試案第4条3項と同じである。

法第5条1項は事業者から媒介の委託を受けた受託者等の行為に対して法第4条1項から第3項を準用することを定める。この点について，試案第5条1項は，試案第4条第1項の規定及び民法第96条第1項の規定のうち詐欺による意思表示の取消しの規定を準用するとする。し

たがって、試案の方が準用する範囲が広い。

法第5条2項は消費者の代理人、事業者の代理人、受託者等の代理人がそれぞれ消費者、事業者、受託者等になることを規定する。この点について、試案第5条2項も同じである。

法第6条は第4条1項乃至3項と民法第96条の両立性を定める。この点について、試案第6条の趣旨も同じである。

法第7条1項は、取消権の行使期間を追認可能時から6か月と契約時から5年間とする。この点について、試案第7条1項は、取消しの原因となっていた状況（心理的な影響を含む。）の消滅時から3年間と契約時から10年間とする。試案の方が時効期間を長くしている。

法第7条2項は会社法その他の法律により詐欺または強迫を理由として取消しできない特則を定める。この点について、試案第7条2項も同じである。

試案第8条以降は、法の規定の仕方とかなり異なる。

試案第8条は、民法第122条ないし第125条の規定の適用除外を定める。この点は、法にない。

試案第9条は、消費者契約約款に関する規定である。試案第9条1項は、消費者契約約款の定義を定める。試案第9条2項は、事前の開示を求める消費者契約約款の組み入れ要件を定める。試案第9条3項は、消費者契約約款の事前の開示が困難な場合における開示要件を定める。試案第9条4項は、不意打ち条項に関する規定である。これらの点は、法にない。

試案第10条は、契約条項の明瞭化について定める。この点は、法にない。

試案第11条は、契約条項の解釈準則について定める。この点は、法にない。

試案第12条乃至第15条は、不当条項に関する規定である。この点は、法第8条乃至第10条の消費者契約の条項の無効に関する規定に対応する。

試案第12条は、不当条項の無効と不当条項

と推定する一般的な場合を定める。この点について、法第10条は、試案第12条2項が定める不当条項と推定する一般的な場合における消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重すると述べる点で共通性を持つが、それ以外は異なる。

試案第13条は、不当条項とみなす条項で17個の条項を列挙する。この点について、法第8条は事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効に関する規定で5個の条項を列挙する。法第9条は消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効に関する規定で2個の条項を列挙する。試案と法における条項を比較対照する。

法第8条1項1号における事業者の債務不履行責任の全部を免除する条項は、試案第13条1号と同じである。

法第8条1項2号における事業者の債務不履行責任の一部を免除する条項は、試案第13条2号と同じである。

法第8条1項3号における事業者の不法行為責任の全部を免除する条項は、試案第13条3号と同じである。

法第8条1項4号における事業者の不法行為責任の一部を免除する条項は、試案第13条4号と同じである。

法第8条1項5号における目的物に隠れ瑕疵がある場合などにおける事業者の責任を全部免除する条項は、試案第13条5号と同じである。この条項には法第8条2項の例外規定がある。この内容も試案第13条5号の例外規定とほぼ同じである。

法第9条1号における契約の解除に伴う損害賠償の予定または違約金条項の合算額で平均的損害を超える部分は、試案第13条6号と同じである。

法第9条2号における支払うべき金銭の全部または一部を支払期日までに支払わない場合の損害賠償の予定または違約金条項の合算額で既払額を控除した額に年14.6%の割合に乗じて計算した額を超える部分は、試案第13条7号

と同じである。

法に規定されている不当条項は7個だけで、試案第13条8号乃至17号の不当条項は試案独自のものである。

試案第13条は当該消費者契約が無効となる不当条項とみなす条項を定めるが、試案第14条は23個の不当条項と推定する条項を定める。推定規定であるので、反証を挙げれば不当条項ではなくなる可能性を持っている。この点について、試案第14条に規定された不当条項は、法にない。

試案第9条乃至第14条における消費者契約約款に関する規定は試案の特徴で、法の内容と大きく異なる規定であると評価できる。

試案第15条は、不当条項の効力に関する規定である。不当条項の無効とする部分は、法第8条1項や法第9条の最初の文言に出てくる。したがって、この点は共通性を持っている。しかし、当該不当条項が無効であった場合における消費者契約全体の無効に結びつく部分は、試案に独自のものである。

試案第16条は消費者契約の取消または無効の効力に関する規定で、不当利得の取り扱いを定める。この点は、法にない。したがって、この点は、法第11条により民法の規定に従うことになる。試案で定められている消費者が現存利益だけの返還義務を負い、事業者の悪質性を根拠にして事業者の返還請求権を剝奪または制限するのは、民法にない特色である。

試案第17条は、消費者が複数の契約を締結した場合においていずれかの契約が取消し、無効、解除になった場合に他方の契約も取消し、無効、解除になる条件を定める。この点は、法にない。

試案第18条は、消費者が事業者に対する損害賠償請求に関する規定である。この点は、法にない。

試案第19条は、消費者による継続的契約の中途解約権を定める。この点も、法にない。

試案第20条は他の法律の適用に関する規定

で、法と同じ内容である。

試案第21条は準用規定である。これは事業者間の契約について一方の事業者を消費者と同一に扱う条件を規定する。この点は、法にない。

## 注

12) 前掲注11) 1頁以下。

### 3.2.2 現行の消費者契約法と「消費者契約法改正試案」の比較から得た方向性

消費者契約法改正試案は、現行の消費者契約法を改正するために提案されたものである。したがって、これらの比較から得た基本的な方向として消費者契約法改正試案の内容の方を支持したいと思う。しかし、現行の消費者契約法の長所と評価しても良い個所があり、消費者契約法改正試案も他の消費者契約法の改正案との比較をしておく必要がある。したがって、消費者契約法改正試案にはまだ検討の余地が残っていることになる。

ここでは、現行の消費者契約法の長所を消費者契約法改正試案との比較から指摘しておく、たとえば、消費者契約法第4条4項に規定されている1号および2号の重要事項の具体例を挙げている箇所である。ただし、後述するように、重要事項の要件も検討の対象となっていることを留保しておく。

### 3.3 消費者契約法の再検討に関する報告書

消費者契約法評価検討委員会は、平成19年に「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」と題する報告書を作成した<sup>13)</sup>。その後、内閣府消費者委員会は、平成25年に「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告書を作成した<sup>14)</sup>。続いて、平成26年に消費者契約法の運用状況に関する検討会は、消費者契約法の再検討を行っている<sup>15)</sup>。

これらの検討会はまだ消費者契約法の条文案

を作成していないので、現行の消費者契約法との比較を行うことはできない。しかし、その改正の対象となる論点を指摘しているのを、これを紹介しておくことにする。消費者契約法の運用状況に関する検討会が論点項目を作成したので、これを参考に<sup>16)</sup>。

「これまでに検討された主な論点」によれば、消費者概念の拡充（消費者契約法第2条）、情報提供義務違反による損害賠償請求、情報提供義務違反を理由とする取消し（消費者契約法第3条1項）、勧誘概念の拡充（消費者契約法第4条1項乃至3項）、将来における変動が不確実な事項の射程の拡充（消費者契約法第4条1項2号）、「利益となる旨を告げ」や「故意に」という要件の緩和（消費者契約法第4条2項）、重要事項の拡充（消費者契約法第4条4項）、不退去・退去妨害以外の困惑類型（執拗な電話勧誘等）や不招請勧誘（消費者契約法第4条3項）、「善意」を「善意でかつ過失がない」とする改正（消費者契約法第4条5項）、勧誘や契約締結の交渉に自ら関与させた者の不当な勧誘や第三者による不当勧誘の取消し＝第5条に該当しない第三者による不当勧誘で事業者がそれを知って契約している場合（消費者契約法第5条）、取消権の行使期間の長期化（消費者契約法第7条）、適合性原則、不当利得返還請求権の範囲、不当勧誘事例における損害賠償請求、不当勧誘行為に関する一般規定、民法の瑕疵担保責任の法的性質の変更に伴う改正（消費者契約法第8条1項5号、2項）、解除に伴うものでない損害賠償の予定・違約金条項の効力や平均的な損害の額の意義・立証責任の転換（消費者契約法第9条1項）、消費者の利益を一方的に害する条項の前段要件と後段要件の整理（消費者契約法第10条）、不当条項リストの拡充（人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定、消費者の同時履行の抗弁権・留置権を排除又は制限する規定、事業者に正当な理由なく自己の債務を履行しないことができるとする規定、消費者の相殺権を排除する規定、消

費者の解除権・解約権を制限する規定、事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定、事業者に対する訴訟提起の期間を不相当に短くする規定、専属的裁判管轄合意、仲裁条項）、約款規制（定義、組入要件、不意打ち条項、約款の変更）が検討事項として挙げられていた。

これらの論点項目は、前述した「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」と題する報告書と、「消費者契約法に関する調査作業チーム」論点整理の報告書で指摘されていたものであるとする。

これらの論点項目を踏まえながら、消費者契約法の運用状況に関する検討会は、改めて論点項目を指摘した。前記の論点項目と重複するが、挙げておくことにする。

「考えられる論点項目」によれば、消費者概念の在り方（消費者契約法第2条）、情報提供義務の在り方＝法的性質・同義務違反の効果（消費者契約法第3条1項）、消費者の努力義務の在り方＝法的性質、同義務違反の効果（消費者契約法第3条2項）、勧誘要件の要否・在り方＝インターネット上の広告等（消費者契約法第4条1項、2項）、不実要件の在り方（消費者契約法第4条1項1号）、告知要件の在り方（消費者契約法第4条1項1号）、断定的判断の提供の対象とすべき事項の在り方＝将来における変動が不確実な事項の要件の在り方（消費者契約法第4条1項2号）、先行行為要件の要否・不告知要件の在り方・故意要件の要否（消費者契約法第4条2項）、不実告知・不利益事実の告知の対象とすべき事項の在り方＝重要事項要件の在り方（消費者契約法第4条4項）、退去すべき／する旨の意思表示要件の要否・退去妨害／不退去の要件の在り方・不退去・退去妨害以外の困惑類型＝不招請勧誘・執拗な電話勧誘等（消費者契約法第4条3項）、「善意」を「善意でかつ過失がない」とする改正＝民法改正に伴う検討（消費者契約法第4条5項）、第三者による不当勧誘行為規制の在り方＝「媒介」要件（消費者契約法第5条）、取消権の適

正な行使期間（消費者契約法第7条）、法定追認の適用除外の要否、不当勧誘行為の効果（不当利得返還の範囲、損害賠償請求権）、不当勧誘行為に関する一般規定（適合性原則、状況の濫用、暴利行為等）、債務不履行の免責事由の議論に伴う改正＝民法改正に伴う検討（消費者契約法第8条1項2号＝故意または重大な過失）、瑕疵担保責任の法的性質の変更・文言改正に伴う改正＝民法改正に伴う検討（消費者契約法第8条1項5号、2項）、解除に伴う要件の要否・平均的な損害の額の意義・立証責任の転換（消費者契約法第9条1項）、14.6%の適正性（消費者契約法第9条2号）、前段要件の在り方「任意規定の場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重する」や後段要件の在り方「民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」（消費者契約法第10条）、不当条項リスト（ブラックリスト・グレーリスト）の追加の要否・在り方（人身損害についての事業者の責任を免除又は制限する規定、消費者の同時履行の抗弁権・留置権を排除又は制限する規定、事業者に正当な理由なく自己の債務を履行しないことができるとする規定、消費者の相殺権を排除する規定、消費者の解除権・解約権・取消権を制限する規定、事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定、事業者に対する訴訟提起の期間を不相当に短くする規定、専属的裁判管轄合意規定、仲裁条項、金銭消費貸借契約の期限前弁済における利息相当額の賠償を求める規定、サルベージ条項等）、約款規制に関する規律の要否（定義、組入要件、不意打ち条項、約款の変更）、解釈準則に関する規律の要否、第三者型与信契約における抗弁の接続の規定の要否である。

これらの論点に即した消費者契約法の改正のための条文案が作成されることになるであろう。この条文案は、前述した日本弁護士連合会による「消費者契約法改正試案」とは異なった内容になる。したがって、両者の内容を比較検討する作業が必要となるであろう。

## 注

- 13) 消費者契約法評価検討委員会「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」  
(<http://www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/hokokusyo/hokokusyo.html>)
- 14) 内閣府消費者委員会『消費者契約法に関する調査作業チーム』論点整理の報告。』  
([http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/houkoku/201308\\_houkoku.html](http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/houkoku/201308_houkoku.html))  
河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』  
信山社 2013年。  
両者は内容が重なるので、上記著書によることにする。
- 15) 消費者契約法の運用状況に関する検討会  
(<http://www.caa.go.jp/planning/kentoukai.html>)  
本稿の脱稿時には報告書はまだ公表されていない。
- 16) 消費者契約法の運用状況に関する検討会第1回資料7「これまでに検討された主な論点」([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140317\\_shiryuu07.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140317_shiryuu07.pdf))  
第2回資料3「考えられる論点項目」  
([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140408\\_shiryuu03\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140408_shiryuu03_1.pdf))  
第3回資料2「考えられる論点項目と参考事例」  
([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140516\\_shiryuu02.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140516_shiryuu02.pdf))  
第4回資料2「考えられる論点項目と参考事例」  
([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140620\\_shiryuu02.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140620_shiryuu02.pdf))

### 3.4 民法の改正

消費者契約法の改正の検討において、法務省法制審議会民法（債権関係）部会が行っている民法の改正を斟酌しておく必要がある。また、家庭部門の電気の消費者が小売電気事業者から電気を購入する場合に、消費者契約法だけでなく、民法も適用される余地がある。したがって、この点について、民法の改正中間試案に関連して家庭部門の電気の消費者と小売電気事業者との間に適用される余地のある諸規定を指摘して、若干のコメントを付しておいた<sup>17)</sup>。

ここでは、消費者契約法の運用状況に関する検討会が民法の改正に関連して言及している論点項目があるので<sup>18)</sup>、これを紹介することによって家庭部門の電気の消費者が主張しうる民法の適用の可能性を指摘しておきたい。民法の改正中間試案を再検討した要綱案のたたき台・



要綱案の取りまとめに向けた検討における諸規定および要綱仮案の原案を対象とする。

たとえば、約款に関する規定で、約款（定型条項）の定義、約款（定型条項）の組み入れ要件、約款（定型条項）の不意打ち条項、約款（定型条項）の変更、約款（定型条項）の不当条項規制、定型条項（仮称）による契約、定型条項の内容の表示、合理的に予測しえない事項に関する契約条項、相手方に過大な不利益を与える契約条項の効力である。

消費貸借に関する規定で、消費貸借契約における目的物の交付前の解除権である。暴利行為に関する規定で、過大な利益を得る法律行為等が無効となる場合である。契約締結過程における情報提供義務に関する規定である。

その他に、追認の要件・法定追認に関する規定、意思能力に関する規定、債務不履行に基づく損害賠償における債務者の責めに帰すべき事由に関する規定、錯誤（不実表示）に関する規定で、動機の錯誤が相手方によって惹起された場合である。

これらの中で、前述した「考えられる論点項目」に挙げられた事項が条文化されたならば、家庭部門の電気の消費者に適用される可能性があるのは、消費貸借に関する規定で、消費貸借契約における目的物の交付前の解除権の場合、暴利行為に関する規定で、過大な利益を得る法律行為等が無効となる場合、意思能力に関する規定、錯誤に関する規定で、動機の錯誤が相手方によって惹起された場合であろう。

## 注

- 17) 前掲注1) 39頁以下。  
 18) 消費者契約法の運用状況に関する検討会第1回資料6「民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況」  
 ([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140317\\_shiryu06.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140317_shiryu06.pdf))  
 第2回資料2「民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況（第2回）」  
 ([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140408\\_shiryu02\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140408_shiryu02_1.pdf))

第3回資料1「民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況（第3回）」  
 ([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140516\\_shiryu01.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140516_shiryu01.pdf))

第4回資料1「民法（債権関係）改正の議論における消費者契約関係論点の状況（第4回）」  
 ([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140620\\_shiryu01.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140620_shiryu01.pdf))

第4回委員提出資料2「消費者契約法に新たに加えることを検討すべき規定－民法改正との関係で」本資料は、取消後の清算規定、契約締結過程における情報提供義務、継続的契約の中途解約権、消費者的事業者への準用規定を指摘する。  
 ([http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140620\\_iin-shiryu02.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/140620_iin-shiryu02.pdf))

## 3.5 特定商取引に関する法律の適用可能性

現在の電気事業法および電気供給約款・選択約款等による取引の実態からは、特定商取引に関する法律の適用可能性はなかった。

しかし、小売りの自由化後は電力会社の地域独占が終了し、多数の小売電気事業者が競争する状況が出現する。したがって、この取引形態から推測すると、特定商取引に関する法律の適用可能性が出てくる。

特定商取引に関する法律の適用範囲は第1条が示すように訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引、訪問購入に係る取引である。

電気および付帯サービスは商品および役務に該当するので、特定商取引に関する法律の適用可能性がある。これらの取引形態の中では、訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引が該当する可能性があるであろう。

## 3.6 電気事業法と消費者法

### 3.6.1 電気事業法および供給約款等

今までの電気の供給契約は電気事業法および電気供給約款・選択約款等に基づく。家庭部門の消費者に関連する電気事業法および供給約款等を採り上げて、これらの内容を確認することから民法・消費者法との関係を理解することにする。

第 186 回国会で成立した新しい電気事業法によれば、小売全面自由化に伴う一般電気事業者概念の見直しその他の現行の事業類型の見直しがなされ、発電事業者、送配電事業者、小売電気事業者という事業者類型に分類されることになった。この状況下における供給約款等を検討するのが最も良いが、まだこのような法状況がないので、今までの電気事業法における一般電気事業者の供給約款等に関して検討しておくことにする。

電気事業法第 18 条以下は、電気の供給に関する規定である。電気事業法第 19 条は、一般電気事業者の供給約款等に関する規定である。電気事業法第 19 条第 1 項は、一般電気事業者による一般の需要（特定規模需要を除く。）に応ずる電気の供給に係る料金その他の供給条件に関する供給約款の規定で、経済産業大臣の認可を受けなければならないことを定める。

電気事業法第 19 条第 12 項は、第 11 項が言う一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合に料金及びその料金を適用するために必要となるその他の供給条件について第 1 項の認可を受けた供給約款で設定したものと異なる供給条件を設定した選択約款に関する規定で、経済産業大臣に届け出なければならないことを定める。

これらの供給約款、選択約款は、電気事業法第 20 条によって一般電気事業者の公表義務の対象となっている。しかも、電気事業法第 21 条により特別な場合を除いて、これらの供給約款、選択約款以外の供給条件によって電気の供給ができないのである。特定電気事業者の供給条件については、電気事業法第 24 条以下に規定されている。

供給約款等の中で民法・消費者法との比較をするに値する主要な部分だけを概観しておくことにする<sup>19)</sup>。これは主として電気供給約款の中の契約の申込み、料金の算定および支払い、使用および供給、契約の変更および終了に関する

事項にある。

電気供給約款は、一般の需要に応じて電気を供給する場合における電気料金その他の供給条件を定める基本約款である。特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要に応じた電気を供給する場合における電気料金その他の供給条件を除外とする。電気供給約款は、家庭部門の消費者に適用されるものである。

電気供給約款によれば、顧客は電気供給約款の承認をして原則として書面で申込みを行うとする。この申込みに対して承諾したときに契約が成立するとする。この承諾は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他のやむを得ない場合に、申込みの全部または一部に対して拒絶される場合があるとする。契約が成立すると、需給契約書が作成される場合があるとする。

電気の使用の料金の発生時期は、原則として需給契約書に記載された需給開始日から起算するとする。電気料金の算定期間は原則として「1 月」として算定するとする。電気料金の支払義務は原則として検針日に生じ、支払期日は原則として支払義務の発生日の翌日から起算して 30 日目であるとする。料金その他の支払方法は、料金その他の収納義務を行う事務所または金融機関等を通じて料金につき毎月払いで、工事負担金その他につきその都度支払うこととする。延滞利息は支払期日を経過して支払われない場合において支払期日の翌日から生ずるとする。供給の開始や再開または供給継続の条件とした保証金の支払もあり得るとする。

供給の停止は、顧客に帰責事由がある場合、顧客が料金等を支払わない場合、顧客が警告を受けて改めない場合、その他の供給約款に反した場合であるとする。これに対応して、供給の停止の解除の要件、供給の停止期間中の料金の計算方法、違約金の発生する場合が規定されている。

供給の停止または使用の制限もしくは停止は

不可抗力等の場合で、制限または中止の料金割引、損害賠償の免責も定める。

その他に、顧客による設備の滅失・毀損に対する損害賠償責任を定める。

契約の変更および終了は、需給契約の変更、名義の変更、需給契約の廃止、需給契約の廃止または変更に伴う料金および工事費の清算、電力会社からの解約等について定める。

選択約款は、特別な場合に関する約款で家庭部門の消費者にも適用されるものである。たとえば、低圧供給の部門で、時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕、季節別時間帯別電灯、ピーク抑制型季節別時間帯別電灯、時間帯別電灯〔夜得プラン〕、時間帯別電灯〔朝得プラン〕、時間帯別電灯〔半日お得プラン〕、曜日別電灯、低圧高負荷契約、電化厨房住宅契約、口座振替割引、一括前払契約、農業用低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第2深夜電力、融雪用電力、低圧蓄熱調整契約と、供給約款等以外の供給条件で、太陽光発電促進付加金がある。

## 注

- 19) 東京電力の電気供給約款と選択約款に基づく。  
(<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/data/agreement/agreement01-j.html>)  
(<http://www.tepco.co.jp/e-rates/individual/data/agreement/agreement02-j.html>)

### 3.6.2 電気事業法および供給約款等と消費者契約法

消費者契約法第11条は、「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」とする。

この「消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定

めがあるとき」の中に、電気事業法および供給約款等が入らなければ、消費者契約法をそのまま適用することができる。

しかし、この「民法及び商法以外の他の法律」の中に、電気事業法および供給約款等を含めることができるとするならば、消費者契約法と電気事業法および供給約款等の関係を斟酌しておく必要がある。

文字通り電気事業法および供給約款等が優先するすることができるが、しかし電気事業法および供給約款等の内容が消費者契約法の内容よりも劣る場合には、消費者契約法が優先すると考えるのが適切なのではないかと推測できる<sup>20)</sup>。したがって、電気事業法および供給約款等があったとしても消費者契約法を適用し、電気事業法および供給約款等の内容を再検討する必要があることになる。

前述した電気供給約款の内容を再度確認しながら、消費者契約法との関連性を指摘することにする。

## 注

- 20) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『第2版 コメントール消費者契約法』2010年、271頁以下。

#### 3.6.2.1 需給契約の申込みと承諾

需給契約の申込みと承諾について、「お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。」とし、その他の申込みの条件を提示し、「需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。」として契約の成立を述べている<sup>21)</sup>。

この部分は、申込者が経済産業大臣の認可を受けた電気供給約款を承認して原則として文書

で申し込むことを述べたものである。この申込みの仕方に関する部分に対応する消費者契約法第8条および第9条に該当する規定はなく、前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第13条および第14条にもない<sup>22)</sup>。さらに、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点」や「考えられる論点項目」の中において言及されていない<sup>23)</sup>。この部分の内容を検討しても、不当な申込みの仕方を強いていると判断することができない。

しかし、採り上げるとするならば、契約約款の組入要件に関する部分ではないかと思う。この契約約款の組入要件について、消費者契約法第8条および第9条に該当規定はない。

しかし、「消費者契約法日弁連改正試案」において、第9条2項は消費者契約約款を契約締結時までに開示して消費者契約約款を用いることを合意することを原則とし、その開示が困難な場合は契約締結時に消費者契約約款を用いる旨の表示をし、かつ、契約締結時までに消費者契約約款を消費者が知ることができる状態に置いたときは、それが開示されたものとみなすとする<sup>24)</sup>。

たとえば電気供給約款を東京電力の窓口置くことやホームページに掲載することが消費者契約約款を契約締結時までに開示したことに該当すると判断できないとしても、契約締結時に消費者契約約款を用いる旨の表示をし、かつ、契約締結時までに消費者契約約款を消費者が知ることができる状態に置いたと判断することができるので、契約約款が開示されていると肯定することができる。

民法改正中間試案は、契約約款の組入要件として「約款の組入要件の内容 契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者（以下「約款使用者」という。）によって、契約締結時までに、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款

は、その契約の内容となるものとする。」規定を提案した<sup>25)</sup>。

この規定は、「(2)定型条項は、契約の当事者が特定の定型条項によることを合意した場合のほか、次に掲げる場合において相手方が異議を述べないで契約を締結したときは、契約の内容となる。

ア 定型条項を準備した者（以下「条項準備者」という。）が、契約の締結前に、当該定型条項によることを相手方に表示した場合

イ 上記アによることが契約締結の態様に照らして期待することができない場合において、その契約と同種の契約において定型条項によるのが通常であるとき。ただし、条項準備者が特定の定型条項を用いることを公表しているときに限る。」に置き換わった。

さらに、「2 定型条項の内容の表示

定型条項により契約を締結し、又は締結しようとする条項準備者は、契約の締結前又は契約の締結後相当の期間内に相手方から請求があった場合には、遅滞なく、相当な方法で当該定型条項の内容を示さなければならない。ただし、相手方に対して定型条項を書面又は電磁的方法により提供した場合は、この限りでない。」が追加された<sup>26)</sup>。

電気供給約款を東京電力の窓口置くことやホームページに掲載することは、民法改正中間試案における契約締結時までに、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合に該当するであろう。

また同様に、そのことは、たとえば契約の当事者が特定の定型条項によることを合意したと評価できなくても、契約の締結前に当該定型条項によることを相手方に表示した場合や、これが契約締結の態様に照らして期待することができない場合において、条項準備者が特定の定型条項を用いることを公表しているので、その契約と同種の契約において定型条項によるのが通常である場合に該当すると判断する余地がある。

したがって、電気供給約款における需給契約の申込みと承諾に関する部分の契約約款の組入要件について、不当なものであると評価することができない。

第186回国会に提出され可決された電気事業法改正案における契約約款の組入要件に関連する規定は、以下のとおりである。すなわち、

「(供給条件の説明等)

第二条の十三 小売電気事業者及び小売電気事業者が行う小売供給に関する契約（以下この項及び次条第一項において「小売供給契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条、次条及び第二条の十七第二項において「小売電気事業者等」という。）は、小売供給を受けようとする者（電気事業者である者を除く。以下この条において同じ。）と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 小売電気事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

（書面の交付）

第二条の十四 小売電気事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき（小売供給契約の締結の媒介を業として

行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき）は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 小売電気事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 小売電気事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該小売電気事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。」という規定である。

このような規定の中で、第2条の13第1項における「経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。」という部分、第2条の13第2項における「当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。」という部分、第2条の13第3項における「前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。」という部分、第2条の14第1項における「三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項」という部分、第2条の14第2項における「前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に

記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。」という部分の中に、電気供給約款等を含めることができる。

この場合に、第2条の13第1項において指摘した部分、第2条の13第2項において指摘した部分、第2条の14第1項において指摘した部分は、「消費者契約法日弁連改正試案」における第9条2項の消費者契約約款を契約締結時までに表示して消費者契約約款を用いることを合意することを原則する場合<sup>27)</sup>、民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討における「(2)定型条項は、契約の当事者が特定の定型条項によることを合意した場合のほか、次に掲げる場合において相手方が異議を述べないで契約を締結したときは、契約の内容となる。ア 定型条項を準備した者（以下「条項準備者」という。）が、契約の締結前に、当該定型条項によることを相手方に表示した場合<sup>28)</sup>」に該当するのではないかと思う。

他方で、第2条の13第3項において指摘した部分と第2条の14第2項で指摘した部分は、今述べた「消費者契約法日弁連改正試案<sup>29)</sup>」と民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討で述べた部分<sup>30)</sup>に該当する余地がある。

しかし、それらの部分は、「消費者契約法日弁連改正試案」における消費者契約約款の開示が困難な場合は、契約締結時に消費者契約約款を用いる旨の表示をし、かつ、契約締結時までに消費者契約約款を消費者が知ることができる状態に置いたとき<sup>31)</sup>、民法改正中間試案における「約款の組入要件の内容 契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者（以下「約款使用者」という。）によって、契約締結時までに、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合<sup>32)</sup>」、民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまと

めに向けた検討における「イ 上記アによることが契約締結の態様に照らして期待することができない場合において、その契約と同種の契約において定型条項によるのが通常であるとき。ただし、条項準備者が特定の定型条項を用いることを公表しているときに限る<sup>33)</sup>。」の方に該当するのではないかと思う。

したがって、このような方法で行われる限り、電気供給約款における需給契約の申込みと承諾に関する部分の契約約款の組入要件について、不当なものであると評価することができないのである。

前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>34)</sup>」や「考えられる論点項目」の中において契約約款に関する部分が指摘されている<sup>35)</sup>。しかし、この条文案が提案されていないので、ここでは評価することができない。

## 注

- 21) 前掲注 19) 電気供給約款 5 頁。
- 22) 前掲注 11) 4 頁以下。
- 23) 前掲注 16)
- 24) 前掲注 11) 3 頁以下。
- 25) 民法（債権関係）の改正に関する中間試案 51 頁以下。  
(<http://www.moj.go.jp/content/000108853.pdf>)
- 26) 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討（11）9 頁以下。  
(<http://www.moj.go.jp/content/000121260.pdf>)
- 27) 前掲注 11) 3 頁以下。
- 28) 前掲注 26) 9 頁以下。
- 29) 前掲注 11) 3 頁以下。
- 30) 前掲注 26) 9 頁以下。
- 31) 前掲注 11) 3 頁以下。
- 32) 前掲注 25) 51 頁以下。
- 33) 前掲注 26) 9 頁以下。
- 34) 前掲注 16) 「これまでに検討された主な論点」2 頁。
- 35) 前掲注 16) 「考えられる論点項目」2 頁。第 3 回「考えられる論点項目と参考事例」4 頁。第 4 回「考えられる論点項目と参考事例」3 頁。

### 3.6.2.2 承諾の拒絶

承諾の拒絶について、「当社は、法令、電気

の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。」と定める<sup>36)</sup>。

この部分は、申込者が前述した申込みの条件を充たして、原則として文書で申込みをした後で電力会社が承諾をする際に付加した条件を示したものである。この条件とは、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含む。）その他によってやむをえない場合である。

この部分に対応する消費者契約法第8条および第9条に該当規定はなく、前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第13条および第14条にもない<sup>37)</sup>。さらに、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点」や「考えられる論点項目」の中において言及されていない<sup>38)</sup>。この部分の内容を検討しても、不当な承諾の拒絶であると判断することができない。承諾を拒絶した場合は、この理由が開示されることもその判断の根拠となる。

## 注

36) 前掲注19) 電気供給約款8頁。

37) 前掲注11) 4頁以下。

38) 前掲注16)

### 3.6.2.3 需給契約書の作成

需給契約書の作成について、「特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。」と定める<sup>39)</sup>。

この部分は、消費者契約法第8条および第9条に該当規定はなく、前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第13条および第14条にもない<sup>40)</sup>。さらに、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点」や「考えられる論点項目」の中において言及されていない<sup>41)</sup>。

しかし、需給契約書を作成する条件が不明瞭な「特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは」に依拠しているので、この点は問題ではないかと思う。需給契約書を作成するのを原則とするのが消費者にとって契約内容の明瞭性から必要なことである。この内容を規制することが望ましい。この観点から言えば、新しい電気事業法における第2条の13第2項と第2条の14第1項は望ましい方向である。ただし、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であって経済産業省令で定める事項がどのような内容のものにかかわることになる。

## 注

39) 前掲注19) 電気供給約款8頁。

40) 前掲注11) 4頁以下。

41) 前掲注16)

### 3.6.2.4 保証金

保証金について、「(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だて、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ新たに電気を使用し、または契約電力等が増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。」と定める<sup>42)</sup>。

この保証金に関する部分は、消費者契約法第9条2項における「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合」に該当するが、このよう

な文言に続く法文には該当しないと推測する。この消費者契約法第9条2項と同じ文言が日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第13条7号に規定されている<sup>43)</sup>。

しかし、保証金条項(1)「(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合」とは、どんな場合なのかが不明瞭である。この点を例示する必要があると思う。

保証金条項(6)は、消費者契約法第8条および第9条に該当しない。「消費者契約法日弁連改正試案」第14条19号にも該当しない<sup>44)</sup>。なぜならば保証金に利息を付して返還するとしているからである。

このような保証金条項に関して、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点」や「考えられる論点項目」の中において言及されていない<sup>45)</sup>。ただし、消費者契約法第9条2項における「年14.6%」の適切さについて言及されている。

## 注

42) 前掲注19) 電気供給約款 41頁以下。

43) 前掲注(11) 5頁。

44) 前掲注11) 7頁。

45) 前掲注16)

### 3.6.2.5 供給の停止

供給の停止について、「(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イお客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロお客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接



続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハこの供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イお客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この供給約款に反した

場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。」と定める<sup>46)</sup>。

この供給の停止に関する部分は、消費者契約法第8条および第9条に該当しない。前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第13条14号は「事業者が任意に債務の履行をしないことを許容する条項」を規定しているが<sup>47)</sup>、この供給の停止に関する部分は供給停止の条件を定めているので、任意に債務を履行しないとはいえないであろう。したがって、この部分が直ちに不当な条項であると判断できない。

しかし、「(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハこの供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合」は、まず金銭債務の債務不履行に対する損害賠償の問題として扱えばよいので、供給の停止という選択肢を最初から出すのが良いのかどうかを検討しなければならないであろう。

また、「(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。」という部分については、供給の停止が人の生存にかかわる場合があるので、明瞭性の観点から修正をした方が望ましい。この場合は、後述する事業者が正当な理由なく自己の債務を履行しないことができるとする規定を設けるならば、この規定に該当する可能性がある。

このような供給の停止条項に関して、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点」における事業者にとって正当な理由なく自己の債務を履行しないことができるとする規定<sup>48)</sup>や「考えられる論点項目」の中における事業者にとって正当な理由なく自己の債務を履行しないことができるとする規定<sup>49)</sup>の検討対象となる可能性がある。

## 注

- 46) 前掲注 19) 電気供給約款 45 頁以下。  
 47) 前掲注 11) 5 頁。  
 48) 前掲注 16) 「これまでに検討された主な論点」2 頁。  
 49) 前掲注 16) 「考えられる論点項目」2 頁。第 3 回「考えられる論点項目と参考事例」3 頁。第 4 回「考えられる論点項目と参考事例」3 頁。

### 3.6.2.6 供給停止期間中の料金

供給停止期間中の料金について、「36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。」と定める<sup>50)</sup>。

この部分は消費者契約法第 8 条および第 9 条に該当規定がなく、前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第 13 条および第 14 条にも該当する規定はないと推測する<sup>51)</sup>。また、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点」や「考えられる論点項目」における消費者契約法第 8 条および第 9 条に該当する部分には当てはまらないと推測する<sup>52)</sup>。

しかし、この部分は前述した供給停止条項との相関関係において捉えられるべきである。供給停止条項に関して述べた(2)と(4)との関連にお

いて、この供給停止期間中の料金条項の当否を決定しなければならない。家庭部門の消費者が利用する従量電灯 C は但書に明記されていないので、問題があると思う。

## 注

- 50) 前掲注 19) 電気供給約款 46 頁。  
 51) 前掲注 11) 4 頁以下。  
 52) 前掲注 16)

### 3.6.2.7 違約金

違約金について、「(1) お客さまが 36（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。」と定める<sup>53)</sup>。

この違約金条項の対象となっている行為は、「ロ電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ハ契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ニ公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。ホ低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。ヘ農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。」である。

このような違約金条項は、消費者契約の解除に伴う損害賠償の予定または違約金に関する消費者契約法第 9 条 1 項に該当しないので、消費者契約法第 8 条および第 9 条に該当規定がないことになる。しかし、この違約金条項は、前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第 13 条第 6 号、第 14 条

20号に該当するかの検討の余地があるであろう<sup>54)</sup>。たとえば、「当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。」と「不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。」の部分が、検討の対象となると思う。確かに違約金条項の対象となっている行為は不正行為である。しかし、その免れた金額の3倍に相当する金額の根拠が不明瞭であることや不正に使用した期間が確認できない場合に事業者が一方的に期間を設定することは、問題である。「消費者契約法日弁連改正試案」第13条第6号における「これらを合算した額が、当該消費者契約と同種の消費者契約につき、当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を」超える部分となるか、第14条20号における「事業者に通常生ずべき損害の金額を超える」ものであるかが決め手となるであろう。

前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>55)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>56)</sup>」における消費者契約法第8条にはないが、第9条に該当する部分で解除に伴う要件の要否が指摘されているので、「消費者契約法日弁連改正試案」第13条第6号と同じ規定の仕方になる可能性があり、当該違約金条項が検討の対象となる余地がある。

## 注

53) 前掲注19) 電気供給約款46頁以下。

54) 前掲注11) 5頁。

55) 前掲注16) 「これまでに検討された主な論点」1頁。

56) 前掲注16) 「考えられる論点項目」1頁。第3回「考えられる論点項目と参考事例」2頁。

第4回「考えられる論点項目と参考事例」2頁。

### 3.6.2.8 損害賠償の免責

損害賠償の免責について、「(2) 36(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合また

は48(解約等)によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。」と定める<sup>57)</sup>。

この部分の供給の停止について、前述したように、「(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハこの供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合」という規定と、「(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。」という規定に対して疑問を出しておいた。

したがって、電気の供給を停止した場合に、消費者が受けた損害について直ちに損害賠償責任を負わないとするものの正当性が問われることになる。

この損害賠償の免責条項は、消費者契約法第8条1項1号に該当するの否かが問われる。供給の停止が事業者の債務不履行に該当すると評価されるならば、消費者契約法第8条1項1号により損害賠償の免責条項は無効となるであろう。

前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第13条1号は<sup>58)</sup>、消費者契約法第8条1項1号と同じものである。したがって、同様の評価ができる。

あるいは、「消費者契約法日弁連改正試案」第14条14号に該当する可能性がある<sup>59)</sup>。も

しその条項に該当するならば、消費者契約法第8条1項1号に関するのと同じ評価ができるであろう。

前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>60)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>61)</sup>」において、不当条項リストの中の「人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定」が挙げられている。この条文案がないので判断できないが、この規定の該当可能性が問われることになるであろう。

## 注

- 57) 前掲注19) 電気供給約款 48頁。  
 58) 前掲注11) 4頁。  
 59) 前掲注11) 6頁。  
 60) 前掲注16) 「これまでに検討された主な論点」2頁。  
 61) 前掲注16) 「考えられる論点項目」2頁。第3回「考えられる論点項目と参考事例」3頁。第4回「考えられる論点項目と参考事例」3頁。

### 3.6.2.9 解約等

解約等について、「(1) 36 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46 (需給契約の廃止) (1) による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかなる場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものとしたします。」と定める<sup>62)</sup>。

この部分の(1)の供給の停止について、前述したように、「(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。なお、

この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハこの供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合」という規定と、「(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。」という規定に対して疑問を出しておいた。

この解約等の条項は、消費者契約法第8条および第9条に該当する規定を持たない。前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」第14条16号に該当するのかが問われる<sup>63)</sup>。供給の停止に関する疑問が肯定されて、第14条16号に該当すると評価されるならば、不当条項と推定されることになるであろう。

前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>64)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>65)</sup>」において、「事業者に不相当な解除権・解約権を付与する規定」が挙げられている。したがって、その該当可能性が問われることになるであろう。

## 注

- 62) 前掲注19) 電気供給約款 53頁。  
 63) 前掲注11) 6頁。  
 64) 前掲注16) 「これまでに検討された主な論点」2頁。  
 65) 前掲注16) 「考えられる論点項目」2頁。第3回「考えられる論点項目と参考事例」3頁。第4回「考えられる論点項目と参考事例」3頁。

### 3.6.2.10 一般条項との関係

今まで論じてきた分野は、消費者契約法第8条および第9条に関連するものであった。しかし、消費者契約法第8条および第9条に包摂されない分野として消費者契約法第10条がある。これは一般条項としての性格を持っている。

電気供給約款における需給契約の申込みと承諾から解約等までを論じた際に、前述した日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案」や消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点」や「考えられる論点項目」における個別の規定で解決される場合があった。これらの場合は、一般条項を利用しなくても解決できるものであった。

しかし、予想できない事例があるので、一般条項を持つことに意義がある。日本弁護士連合会の作成した「消費者契約法日弁連改正試案<sup>66)</sup>」や消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>67)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>68)</sup>」も一般条項を肯定している。

## 注

66) 前掲注11) 4頁。

67) 前掲注16) 「これまでに検討された主な論点」1頁。

68) 前掲注16) 「考えられる論点項目」2頁。第3回「考えられる論点項目と参考事例」3頁。第4回「考えられる論点項目と参考事例」2頁。

## 4. EU 電気・ガス指令

### 4.1 外国法と日本法の接点

「電力システムに関する改革方針」についての閣議決定における小売の全面自由化の構想と電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにおける小売全面自由化に係る詳細制度設計を考慮した電気事業法の改正が行われた。小売供給を受けようとする家庭部門の消費者の権利は、改正された電気事業法に規定されてい

る。しかし、小売供給を受けようとする家庭部門の消費者の権利は、この電気事業法に限定されるわけではなく消費者契約法等にも存在する。

小売全面自由化に係る詳細制度設計と改正された電気事業法における小売供給を受けようとする者に対する小売電気事業者等の義務を実効性のあるものにするため、また、消費者契約法の改正に関する日本弁護士連合会の消費者契約法改正試案、消費者契約法の再検討に関する報告書、民法の改正試案、特定商取引に関する法律を斟酌した小売供給を受けようとする家庭部門の消費者の権利を豊かなものにするために、すでに小売全面自由化が行われている外国法を参照する意味があると思う<sup>69)</sup>。

ここでは、EU 電気・ガス指令を素材として、小売全面自由化に係る詳細制度設計と改正された電気事業法や、現行の消費者契約法、消費者契約法の改正に関する日本弁護士連合会の消費者契約法改正試案、消費者契約法の再検討に関する報告書、民法の改正試案、特定商取引に関する法律との全般的な関係のみを指摘する。

## 注

69) 前掲注1) 23頁。

### 4.2 EU 電気・ガス指令

EU 電気・ガス指令のうち直接関係があるのはEU 電気指令であるので、主としてEU 電気指令第3条および付属書Iを論じながらEU ガス指令第3条および付属書Iに言及することにする<sup>70)</sup>。

EU 電気指令第3条は、公共サービス義務と消費者保護に関する規定である。第3条に規定されている内容を整理すると、次のようになる。ただし、すべて掲載せず必要な範囲内に限定して採り上げる。括弧の内容は、EU 電気指令第3条とEU ガス指令第3条の相互の関係を示すものである。

1. 事業者が公共サービス義務を課すこと。  
(電気・ガス共通)
2. すべての家庭の顧客と小規模事業者にユニバーサルサービスを享受させること。(電気の場合)
3. すべての顧客が供給者との合意により電気を供給してもらう権利を持つこと。(電気・ガス共通であるが、電気の供給の代わりにガスの供給とする。)
4. 顧客が供給者を変更できる権利および顧客が以前の契約供給者からすべての関連する消費データを受領できる権利を持つこと。(電気・ガス共通)
5. 事業者が公共サービス義務を課すことやすべての家庭の顧客と小規模事業者にユニバーサルサービスを享受させることを実施するための金銭的補償その他の補償や排他的な権利は差別されない方法でしかも透明な方法でなされること。(電気の場合)
6. 最終の顧客の保護に関する適切な措置、特に被害を受けやすい顧客を保護する適切な安全措置を講ずること。(電気・ガス共通)
7. エネルギーの貧困に対処するために、被害を受けやすい顧客に対して必要な電気の供給を確保する社会保障制度で給付を与える措置や、エネルギーの効率性の改善を支援する措置を講ずること。(電気・ガス共通)
8. 電気の供給者が最終の顧客に対する広告や宣伝資料で前年の全体の燃料ミックスに対する各々のエネルギー源の寄与度を分かりやすく構成国レベルで明瞭に比較できる方法で特定すること、ウェブページのような現存する参照資料(環境影響に関する情報)に言及すること、紛争になった場合に利用できる紛争解決手段に関する権利についての情報を特定すること、顧客に対して供給者が提供する情報が信頼できるものであって、構成国のレベルで明瞭に比較できる方法で提供されることを確保する適切な措置を規制機関または他の構成国の権限機関が行うこと。(電気の場合)

9. 社会的経済的統合の目的や環境保護の目的を達成する手段を実施すること。(電気・ガス共通)

10. エネルギーの管理サービスを提供すること、革新的な価格決定方法を発展させること、インテリジェントなメータシステムまたはスマートグリッドを導入すること。(電気・ガス共通)

11. 消費者との単一の接点を提供することで、消費者の権利、現行法、利用可能な紛争解決手段に関する情報を消費者に提供すること。(電気・ガス共通)

12. エネルギーオンブズマンや消費者団体のような独立した機関に苦情の効率的な解決や裁判外の紛争解決の機能を与えること。(電気・ガス共通)

13. エネルギーの消費者の権利に関する実際の情報についての明瞭で簡潔なチェックリストの作成について、電気の供給者または配電システム運営者が消費者にエネルギー消費者のチェックリストを提供する必要な措置を採り、公的に利用できること。(電気とガスではほぼ共通するが、ガスの場合は、構成国によるチェックリストのコピーの配布を含めている。)

これらの措置に加えて、EU 電気指令の付属書 I は、次のような家庭の顧客に対する保護措置を講じていた。その内容を整理すると、次のようになる。括弧の内容は、EU 電気指令の付属書 I と EU ガス指令の付属書 I の相互の関係を示すものである。EU ガス指令の付属書 I にのみある規定を 8 として追加した。

1. 顧客が電気サービス提供者と契約を締結する際の契約内容を定めていること。たとえば、供給者の身元および住所、サービスの内容、サービスの質的水準、サービスの提供開始時期、維持管理サービスの種類、適用可能なあらゆる料金表および維持管理費用に対する最新の情報の取得手段、契約の期間、サービスおよび契約の更新や終了の条件、費用の掛からない契約の撤回の許容性、補償および払戻協定で契約上の

サービスの質的水準の充足性や不正確で遅延した請求書に関する場合、紛争解決の手続を開始する方法、紛争解決および関連するすべての情報を含む消費者の権利に関する情報で請求書または電気事業者のウェブサイトで明示されるものであるとする。(電気とガスでほぼ共通するが、ガスの場合は電気サービス提供者ではなく、ガスサービス提供者である。)

2. 契約条件の修正を行う意思を適切に通知すること、通知時に顧客の契約撤回権に関する情報提供をすること。サービス提供者は契約者に料金の増加を直接に通知することで、料金の増加が生じた後の正規の一請求期間よりも遅くない適切な時期に透明で比較できる方法で通知すること、この変更通知を同意しない場合における契約撤回権を保証すべきであること。(電気とガスでほぼ共通するが、ガスの場合は比較できる方法ではなく、理解しやすい方法とする。)

3. 電気サービスへのアクセスおよび利用に関する価格、料金表、標準契約約款についての透明性を備えた情報提供を行うこと。(電気とガスでほぼ共通するが、ガスの場合は透明性を備えた情報提供ではなく、単に情報提供とする。)

4. 不当な差別のない支払方法の幅広い選択、前払い制度の公平さと前払い制度が蓋然的な消費量を適切に反映していること、契約条件の相違が様々な支払いシステムの供給者に負担を転嫁すること、普通契約条件の公平性と透明性、普通契約条件を明瞭で理解可能な言語で表示すること、普通契約条件が顧客の権利の行使に対する契約外の障害を含まないことで、過度な契約書面を出さないこと、顧客が不公平で誤解を招く販売方法から保護されること。(電気とガスでほぼ共通するが、ガスの場合は不当な差別のない支払方法ではなく、単に支払方法とする。)

5. 顧客が供給者を替えることに費用が掛からないとすること。(電気・ガス共通)

6. 苦情処理のための透明性のある簡単で費用の掛からない手続、電気サービス提供者による良い標準的なサービスや裁判外の苦情処理を求める権利、裁判外の紛争解決手続の公平性および迅速性で3か月以内が望ましく、払い戻しおよび補償の提供がなされること、その裁判外の紛争解決手続が1998年の消費者紛争の裁判外の解決に責任を持つ団体に適用される原則についての勧告に適合していること。(電気とガスでほぼ共通するが、ガスの場合は電気サービス提供者ではなく、ガスサービス提供者である。ガスの場合は良い標準的なサービスに関する指摘がない。)

7. ユニバーサルサービスにアクセスできる場合におけるユニバーサルサービスに関する権利についての情報提供を行うこと。(電気の場合)

8. 合理的な価格で特定の品質の天然ガスの供給を求める権利について情報提供を行うこと。(ガスの場合)

9. 消費データを顧客自身が持ち、明瞭な合意と料金なしで登録供給事業者にメーターのデータへのアクセスを許すこと、データ管理者が登録供給事業者に当該データを与えること、当該データのフォーマットや供給者および消費者が当該データにアクセスできる手続を制定すること、このようなサービスに対して消費者に追加費用が掛からないこと。(電気とガスでほぼ共通するが、ガスの場合は消費データを顧客自身が持つのではなく、自由に利用できるという文言を使用する。)

10. 自分自身の電気の消費を規制することができる十分な実際の電気の消費と費用に関する情報について顧客のメーター設備の能力と電気の生産を考慮する十分な時間的な枠組みを利用して提供すること、このような措置の費用対効果を斟酌し、追加費用が消費者に掛からないこと。(電気とガスでほぼ共通するが、ガスの場合は顧客のメーター設備の能力と電気の生産を考慮するという文章や費用対効果を斟酌すると

いう文章がない。)

11. 供給者の変更後の6か月以内に最後の終了計算書を受け取ること。(電気・ガス共通)

12. インテリジェントなメータシステムを実施すること。(電気・ガス共通)

これらのEU電気指令およびEUガス指令の内容から理解する限り、現行の消費者契約法、消費者契約法の改正に関する日本弁護士連合会の消費者契約法改正試案、消費者契約法の再検討に関する報告書、民法の改正試案、特定商取引に関する法律の内容と重なる部分はないと推測する。

しかし、小売全面自由化に係る詳細制度設計と改正された電気事業法と重なる部分がある。したがって、小売全面自由化に係る詳細制度設計と改正された電気事業法における小売供給を受けようとする者に対する小売電気事業者等の義務を実効性のあるものにするために、EU電気指令およびEUガス指令の内容は役立つのではないかと思う。

## 注

70) 前掲注1) 23頁以下。

## 5. カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法

前述した外国法と日本法の接点で指摘したように、外国法を参照する意味は、小売全面自由化に係る詳細制度設計と改正された電気事業法における小売供給を受けようとする者に対する小売電気事業者等の義務を実効性のあるものにするため、また、消費者契約法の改正に関する日本弁護士連合会の消費者契約法改正試案、消費者契約法の再検討に関する報告書、民法の改正試案、特定商取引に関する法律を斟酌した小売供給を受けようとする家庭部門の消費者の権利を豊かなものにするためである。

ここでは、カナダオンタリオ州のエネルギー

消費者保護法を素材として、小売全面自由化に係る詳細制度設計と改正された電気事業法や、現行の消費者契約法、消費者契約法の改正に関する日本弁護士連合会の消費者契約法改正試案、消費者契約法の再検討に関する報告書、民法の改正試案、特定商取引に関する法律との全般的な関係のみを指摘する。

### 5.1 カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法の諸規定

タイトルが示すように、カナダのオンタリオ州には、電気およびガスの取引に特化した法律が存在する<sup>71)</sup>。前述したEU電気指令およびEUガス指令とは異なるアプローチから電気およびガスの取引関係における消費者の権利を規定している。

エネルギー消費者保護法は、35か条からなる。第1編は一般規定で、1か条からなる。第2編は電気の小売りとガスの取引に関する規定で、29条からなる。第3編はメーターに関する規定で、4か条からなる。第4編は規則で、1か条からなる。

第1条は、用語の定義と大臣の権限に関する規定である。すなわち、用語の定義、大臣の権限、権限の委譲、エネルギー消費者委員会の権限と義務、エネルギー消費者の定義に関する規定である。

第2条は、用語の定義に関する規定である。

第3条は、法の適用に関する規定である。すなわち、消費者に対するガスの取引および電気の小売りに適用されること、契約その他の合意や権利放棄に関わらず適用されること、裁定を必要とする契約条項の効果の制限、紛争を解決する手続き、和解または判決、1991年の仲裁法を適用しないことに関する規定である。

第4条は、集団訴訟手続きに関する規定である。すなわち、1992年の集団訴訟手続法に基づいて訴訟手続きを行うこと、紛争を解決する手続き、和解または判決、1991年の仲裁法の適用がないことに関する規定である。



第5条は、保護される消費者の権利に関する規定である。すなわち、保護される消費者の権利の範囲、法の抵触に関する規定である。

第6条は、契約の文言の曖昧さを消費者に有利に解釈することに関する規定である。

第7条は、「書面で」の解釈に関する規定である。すなわち、書面は電子方式を含むこと、書面で情報または文書を提供すること、電子方式でない情報または文書、文書に署名すること、署名・アイコンの上をタッチまたはクリックすること、意思、必須でない電子文書または情報を利用すること、必須でない電子署名を利用すること、黙示の同意、支払いに関する規定である。

第8条は、情報の開示に関する規定である。すなわち、供給者の情報の開示の方法、文書の引渡しに関する規定である。

第9条は、電気小売契約に関する価格を決定する方法についての規定である。

第10条は、不公正な取引方法に関する規定である。すなわち、不公正な取引方法の禁止、不公正な取引方法とみなされる場合に関する規定である。

第11条は、契約自体に関する規定である。すなわち、契約の締結の方法、適用される契約、契約の種類、契約の締結等の禁止、拘束力のない契約、用語の定義に関する規定である。

第12条は、契約において必要とされる情報に関する規定である。すなわち、提供される情報、消費者の承認と署名、契約において許容されない情報に関する規定である。

第13条は、契約書のコピーに関する規定である。すなわち、契約締結時における契約書のコピー、特定の方式のコピー、無効な契約に関する規定である。

第14条は、受領の承認の条件に関する規定である。

第15条は、契約の確認の必要性に関する規定である。すなわち、確認がなければ無効とされる場合、契約を確認することを許されない者、

規則に従った確認、確認の時期、契約の不確認に関する消費者の通知、第1項乃至第5項の適用時期に関する規定である。

第16条は、無効の契約に関する規定である。すなわち、無効とされる契約の条件、訴訟原因がない場合、特定の期間内の返金、無効とみなされる契約の効果に関する規定である。

第17条は、第15条1項乃至5項と第16条1項(c)乃至(e)の適用に関する規定である。すなわち、第15条1項乃至5項と第16条1項(c)乃至(e)の適用されない契約、契約したとみなされない場合に関する規定である。

第18条は、契約の更新・拡張・修正に関する規定である。すなわち、契約の更新・拡張・修正の条件、契約の更新・拡張・修正の条件が適用される場合に関する規定である。

第19条は、契約の取消しに関する規定である。すなわち、クーリング・オフ、第12条1項の条件が充たされない場合における契約の取消し、不公正な取引方法の場合における契約の取消し、その他の特定の場合における契約の取消し、取消通知の特定期間を付与しなければならない契約の取消しに関する規定である。

第20条は、法の適用に関する規定である。すなわち、第19条1項および2項が適用される場合、第19条3項が適用される場合、第19条4項が適用される場合、第19条5項が適用される場合に関する規定である。

第21条は、取消しの方法に関する規定である。すなわち、取消しの無方式、取消しの通知の書面、取消しの通知の交付手段、取消しの通知が与えられた場合、取消しの通知が効力を生じた時、契約の意味の拡大に関する規定である。

第22条は、取消料その他の義務に関する規定である。すなわち、第19条1項乃至3項に基づく契約の取消しをした消費者が責任を負わない場合、第19条4項および5項に基づく契約の取消しをした消費者が責任を負わない場合に関する規定である。

第23条は、契約の取消しに基づく返金に関

する規定である。すなわち、第19条1項または3項の場合における返金、第19条2項の場合における返金、第19条4項の場合における返金に関する規定である。

第24条は、前払い金の返金に関する規定である。すなわち、第19条2項、4項、5項の場合における返金に関する規定である。

第25条は、消費者のメーターの検針に関する規定である。すなわち、契約の取消しがなされた場合に小売業者が配電業者に契約の取消しと電気メーターの検針を促す通知、配電業者の追加費用に対する小売業者の責任に関する規定である。

第26条は、契約の取消しが訴訟原因にならないことに関する規定である。

第27条は、紛争が生じた場合に消費者が供給者に訴えを提起できることを定める。

第28条は、上級裁判所における訴訟に関する規定である。すなわち、消費者が上級裁判所に提訴できること、第27条に基づいて消費者が勝訴した場合における消費者が請求できる金額、懲罰的損害賠償金、口頭の証拠が許容される場合に関する規定である。

第29条は、通知の放棄に関する規定である。

第30条は、第2編の再検討に関する規定である。すなわち、第2編と第2編に基づいて設けられた規則の再検討、再検討の報告書と改正案に関する規定である。

第31条は、用語の定義に関する規定である。

第32条は、メーターの仕様書に関する規定である。すなわち、メーターの供給者がメーターの仕様書に適合したメーターを利用すること、メーターの仕様書の定義、訴訟を提起する条件、委員会の排他的な権限、調達・契約・手配に関する配給業者等の義務に関する規定である。

第33条は、メーターの設置に関する規定である。すなわち、許可されるメーターの設置、必要とされるメーターの設置、分譲マンションの場合における許可されるメーターの設置と必要とされるメーターの設置に関する規定である。

第34条は、メーターの使用に関する規定である。すなわち、請求書の送付のために許可されるメーターの使用、請求書の送付のために必要とされるメーターの使用、禁止されるメーターの使用、エネルギー効率、登録された宣言文書に対する優先権、情報を提供する条件、消費者に利用時に基づく請求書が送付されないことに関する規定である。

第35条は、規則に関する規定である。すなわち、一般規定、第2編の規則、第3編の規則、経過措置に関する規定である。

第36条乃至第41条は削除された。

このようなカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法の内容から理解する限り、小売全面自由化に係る詳細制度設計と改正された電気事業法よりは、現行の消費者契約法、消費者契約法の改正に関する日本弁護士連合会の消費者契約法改正試案、消費者契約法の再検討に関する報告書、民法の改正試案、特定商取引に関する法律と共通性を見出すことができる。

## 注

- 71) Energy Consumer Protection Act 2010  
([http://www.e-laws.gov.on.ca/html/statutes/english/elaws\\_statutes\\_10e08\\_e.htm](http://www.e-laws.gov.on.ca/html/statutes/english/elaws_statutes_10e08_e.htm))

## 5.2 カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法と日本法

このようなカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法における注目すべき個所を幾つか挙げる事ができる。

保護される消費者の権利に関する第5条は、第2編の消費者の権利が他の法律の消費者の権利に追加したものであること、第2編の消費者の権利を制限的に解釈できないこと、他の法律と抵触する場合には第2編の規定が優先することを定める。この中で、第2編の消費者の権利が他の法律の消費者の権利に追加したものであることと、他の法律と抵触する場合には第2編

の規定が優先することを総合して理解するならば、第2編の規定を優先しながら他の消費者に関する法律を合わせて消費者保護が行われていることを意味している。したがって、我国においても一般的な消費者保護法のほかに、電気やガスを購入する消費者を対象とする特別法が必要となることを示唆している。たとえば、電気事業法の中に消費者保護に関する規定を置くことや改正された電気事業法の規定を消費者本位に解釈することを示唆していると考えることができる。

契約の文言の曖昧さを消費者に有利に解釈することに関する第6条は、前述した日本弁護士連合会による「消費者契約法改正試案」第11条の内容と一致するものである<sup>72)</sup>。また、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>73)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>74)</sup>」における解釈準則に該当するのではないかと思う。

「書面で」の解釈に関する規定である第7条は、改正された電気事業法第2条の13第3項と第2条の14第2項に通ずるものである。しかし、「書面で」の解釈に関する規定である第7条のその他の部分は、改正された電気事業法に規定されていない。必要があれば、電気事業法を再検討する余地がある。

情報の開示に関する第8条は、改正された電気事業法第2条の13第1項および第2項と第2条の14第1項に類似している。このことは文書の引渡しに関する第8条2項に言えることで、情報の開示の仕方を定める第8条1項には当てはまらない。この点は電気事業法に定められるべきであったと言えるが、経済産業省令が情報の開示の仕方を配慮した規定を置くべきであると考えられる。

電気小売契約に関する価格を決定する方法についての第9条は、改正された電気事業法第2条の13第1項および第2項と第2条の14第1項に類似している。電気小売契約に関する価格を決定する方法についての第9条が示すように、

価格自体だけでなく、価格を決定した仕方も改正された電気事業法第2条の13第1項および第2項と第2条の14第1項において開示する必要があるであろう。

不公正な取引方法に関する第10条は、対消費者との関連で改正された電気事業法にないが、しかし後述する契約の取消しに関する第19条3項を含めて前述した日本弁護士連合会による「消費者契約法改正試案」第4条1項13号の内容と一致するものである<sup>75)</sup>。また、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>76)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>77)</sup>」における不当勧誘行為に関する一般規定に該当するのではないかと思う。対事業者との関連では私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における適正な電力取引についての指針がある<sup>78)</sup>。

契約自体に関する第11条は、改正された電気事業法にはない。このような規定の創設も検討に値するであろう。

契約において必要とされる情報に関する第12条は、改正された電気事業法第2条の13第1項および第2項と第2条の14第1項に類似規定がある。この規定にある経済産業省令や経済産業省令で定める事項の中に、契約において必要とされる情報に関する第12条の内容が生かされることが良いのではないかと思う。

契約書のコピーに関する第13条は、改正された電気事業法第2条の14第1項に類似規定がある。しかし、この規定は契約書のコピーではないので、契約書のコピーに関する第13条と同一ではない。第13条3項は契約書のコピーが交付されなかった場合における契約の効果に関する規定で、契約が無効となる要件を定めている。この点は、改正された電気事業法第2条の17第1項を類似規定とすることが可能であろう。しかし、この規定は「その小売電気事業の運営の改善に必要な措置をとることを命ずる」とだけしか定められていない。したがって、改正された電気事業法第2条の17第1項によ

る書面が交付されなかった場合における契約の効果を規定したのではない。もう一步踏み込んで契約書のコピーに関する第13条のように、書面が交付されなかったならば、契約を無効とする規定を置くことが良いであろう。

受領の承認の条件に関する第14条は、消費者に対する契約書の交付または提供に係る消費者の契約書の受領の承認を定めもので、改正された電気事業法第2条の14第1項に類似規定がない。書面の交付の実効性を担保するためには、消費者の受領の承認が必要であろう。

契約の確認の必要性に関する第15条は、契約書のコピーの交付に関連して条件を満たす者が契約の確認をしなければ契約が無効となるもので、改正された電気事業法第2条の14における政令または経済産業省令と書面の内容の条件を示している部分に関連があると言っても良いかもしれない。しかし、この規定は特定の期間内に確認行為をするわけではなく、確認行為をしなければ契約が無効となるのでもない。この場合に、改正された電気事業法第2条の17第1項が事後的に適用される余地があるだけである。

無効の契約に関する第16条は、前述した第12条、第13条、第15条に関連した契約の無効を一括して定めたものである。第12条と第13条における契約の無効は肯定しても良いが、契約の確認を要しない場合を規定する第17条を含めて第15条における契約の無効は検討する余地があるとだけ述べておくことにする。

契約の更新・拡張・修正に関する第18条は、改正された電気事業法にはない。このような規定の創設も検討に値するであろう。

契約の取消しに関する第19条は、契約締結日から契約書のコピーの交付と消費者の受領確認後の10日以内の契約の取消し、契約に必要とされる情報提供がなされない場合における契約締結日からの契約の取消し、不公正な取引がなされた場合における契約締結日からの契約の取消しなどを定める。どれも日本法に受け入れ

る余地のあるものとする。

これらの中で、契約に必要とされる情報提供がなされない場合における契約締結日からの契約の取消しについては、前述した日本弁護士連合会による「消費者契約法改正試案」第4条1項1号の内容と一致するものである<sup>79)</sup>。また、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>80)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>81)</sup>」における消費者契約の内容の情報提供に該当するのではないかと思う。この点について、供給条件の説明等に関する改正された電気事業法第2条の13第1項または第2項に関連した改正された電気事業法第2条の17第2項における業務改善命令だけでは不十分であろう。

取消しの方法に関する第21条は、契約の取消しに関する第19条に関連する規定である。第19条を日本法に受け入れる余地があるならば、第21条も検討する価値がある。

取消料その他の義務に関する第22条は、契約の取消しに関する第19条に関連する規定である。第19条を日本法に受け入れる余地があるならば、第22条も検討する価値がある。

契約の取消しに基づく返金に関する第23条は、契約の取消しに関する第19条に関連する規定である。第19条を日本法に受け入れる余地があるならば、第23条も検討する価値がある。この点について、前述した日本弁護士連合会による「消費者契約法改正試案」第16条と重なるものである<sup>82)</sup>。また、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>83)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>84)</sup>」における不当利得返還請求権の範囲や不当勧誘行為の効果に該当するのではないかと思う。

前払い金の返金に関する第24条は、契約の取消しに関する第19条に関連する規定である。第19条を日本法に受け入れる余地があるならば、第24条も検討する価値がある。ここにおいても今述べた日本弁護士連合会による「消費

者契約法改正試案」や消費者契約法の再検討に関する報告書の内容が当てはまる。

消費者のメーターの検針に関する第25条は、契約の取消しに関する第19条に関連する規定である。第19条を日本法に受け入れる余地があるならば、第25条も検討する価値がある。

紛争が生じた場合に消費者が供給者に訴えを提起できることに関する第27条は、契約の取消しと契約の無効に関連する規定と、損害賠償に関する規定からなる。

この中の損害賠償に関する規定は、前述した日本弁護士連合会による「消費者契約法改正試案」第18条と重なるものである<sup>85)</sup>。また、前述した消費者契約法の再検討に関する報告書で採り上げた「これまでに検討された主な論点<sup>86)</sup>」や「考えられる論点項目<sup>87)</sup>」における不当勧誘事例における損害賠償請求や不当勧誘行為の効果に該当するのではないかと思う。

## 注

- 72) 前掲注11) 4頁。  
 73) 前掲注16)「これまでに検討された主な論点」2頁。  
 74) 前掲注16)「考えられる論点項目」2頁。第3回「考えられる論点項目と参考事例」4頁。第4回「考えられる論点項目と参考事例」3頁。  
 75) 前掲注11) 2頁。  
 76) 前掲注16)「これまでに検討された主な論点」1頁。  
 77) 前掲注16)「考えられる論点項目」1頁。第3回「考えられる論点項目と参考事例」2頁。第4回「考えられる論点項目と参考事例」2頁。  
 78) 前掲注1) 35頁以下。  
 79) 前掲注11) 2頁。  
 80) 前掲注16)「これまでに検討された主な論点」1頁。  
 81) 前掲注16)「考えられる論点項目」1頁。第3回「考えられる論点項目と参考事例」1頁。第4回「考えられる論点項目と参考事例」1頁。  
 82) 前掲注11) 7頁。  
 83) 前掲注16)「これまでに検討された主な論点」1頁。  
 84) 前掲注16)「考えられる論点項目」1頁。第3回「考えられる論点項目と参考事例」2頁。第4回「考えられる論点項目と参考事例」2頁。  
 85) 前掲注11) 8頁。  
 86) 前掲注16)「これまでに検討された主な論点」1頁。  
 87) 前掲注16)「考えられる論点項目」1頁。第3回

「考えられる論点項目と参考事例」2頁。第4回「考えられる論点項目と参考事例」2頁。

## 6. 日本における消費者保護規制の方向

電気および付帯サービスの取引における家庭部門の消費者保護に関する法制度について、日本には電気事業法という法律がある。電気事業法は、EU電気・ガス指令の観点から再構成することができる。EU電気指令第3条およびEUガス指令第3条の内容や、EU電気指令の付属書IおよびEUガス指令の付属書Iの内容を取り入れることができる。

また、電気事業法は、カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法の観点からも再構成することができる。この点は、カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法と日本法というタイトルの個所で論じた。

電気小売事業者と家庭部門の消費者の関係は、消費者契約法の対象となる。現行の電気事業法における電気供給約款は、消費者契約法第8条、第9条、第10条の観点からの検討の対象となる。このことは、改正された電気事業法における経済産業省令で定めるところによる当該小売供給に係る料金その他の供給条件にも当てはまる。

家庭部門の消費者に適用される一般消費者法は、消費者契約法である。消費者契約法については、消費者契約法の改正に関する日本弁護士連合会の消費者契約法改正試案と、消費者契約法の再検討に関する報告書が出されている。これらの内容を取り入れて家庭部門の消費者の立場を強化することが望ましい。この点に対して、カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法の内容が寄与するのではないかと思う。

さらに一般消費者法の中に入るのが、特定商取引に関する法律である。訪問販売、通信販売および電話勧誘販売に係る取引の場合に、この法律の適用があり得るであろう。

民事取引の一般法としての民法も適用される。

民法の改正と消費者契約法の改正との関係を考慮する必要があるが、家庭部門の消費者にとって約款に関する規定、消費貸借に関する規定、暴利行為に関する規定、契約締結過程における情報提供義務に関する規定、追認の要件・法定追認に関する規定、意思能力に関する規定、債務不履行に基づく損害賠償における債務者の責めに帰すべき事由に関する規定、錯誤（不実表示）に関する規定などは役に立つ規定となるであろう。

これらの法領域に吸収できない場合は、カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法のように新たに立法化する必要がある。

このように電気および付帯サービスの取引における家庭部門の消費者保護に関する法制度は多様である。小売りの全面自由化後に本格的にこの分野の法が進展するであろう。この法制度の体系化の必要性が高まっていると思う。

## 7. 結語

電気は、人々の生活基盤を形成する基本的な要素である。電力市場改革に伴って電気および付帯サービスの産業分野が発展するであろう。この発展を阻害せず、しかも生活基盤を安定化させる方策を築いていかねばならない。このための法の役割が重要であろうと思う。本稿は主として民事法の分野からのアプローチで論じてきたが、独占禁止法等の行政法規の役割も大きい。先行する欧米諸国の法制度を成功事例や失敗事例を参考にしてより良い法の発展を促す研究の必要性が高いと言えるであろう。

このような研究の一環として、序言に書いた課題、すなわち、「電力システムに関する改革方針」についての閣議決定と、電力システム改革専門委員会の中にある電力システム制度設計ワーキンググループによる具体的な詳細設計を手掛かりにして、消費者法との関係を論ずること、電力小売りの全面自由化に関する電気事業法の改正に言及すること、電力市場改革との関連性を意識して、消費者契約法の改正を巡る議

論を検討すること、日本における消費者保護規制の方向づけをするために、再度2009年の電気の域内市場のための共通ルールに関する指令と2009年の天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する指令を採り上げ、新たにカナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法を紹介し比較法的な観点から検討することを本稿において行った。

しかし、これらの課題は一部を論じたにすぎず、残された課題が多い。たとえば、EU電気指令第3条および付属書I、EUガス指令第3条および付属書I、カナダオンタリオ州のエネルギー消費者保護法と日本法との関係について、さらに個別に検討する余地がある。これに伴って、日本における消費者保護規制の方向も検討しなければならないであろう。

また、日本における電力市場の改革に関連して公表された文書を素材とし、民法・消費者法の関連を意識して、EU法および欧米諸国の法制度についてさらに検討したいと考えている。